

埼玉県県土整備部「余裕期間設定工事」の試行について

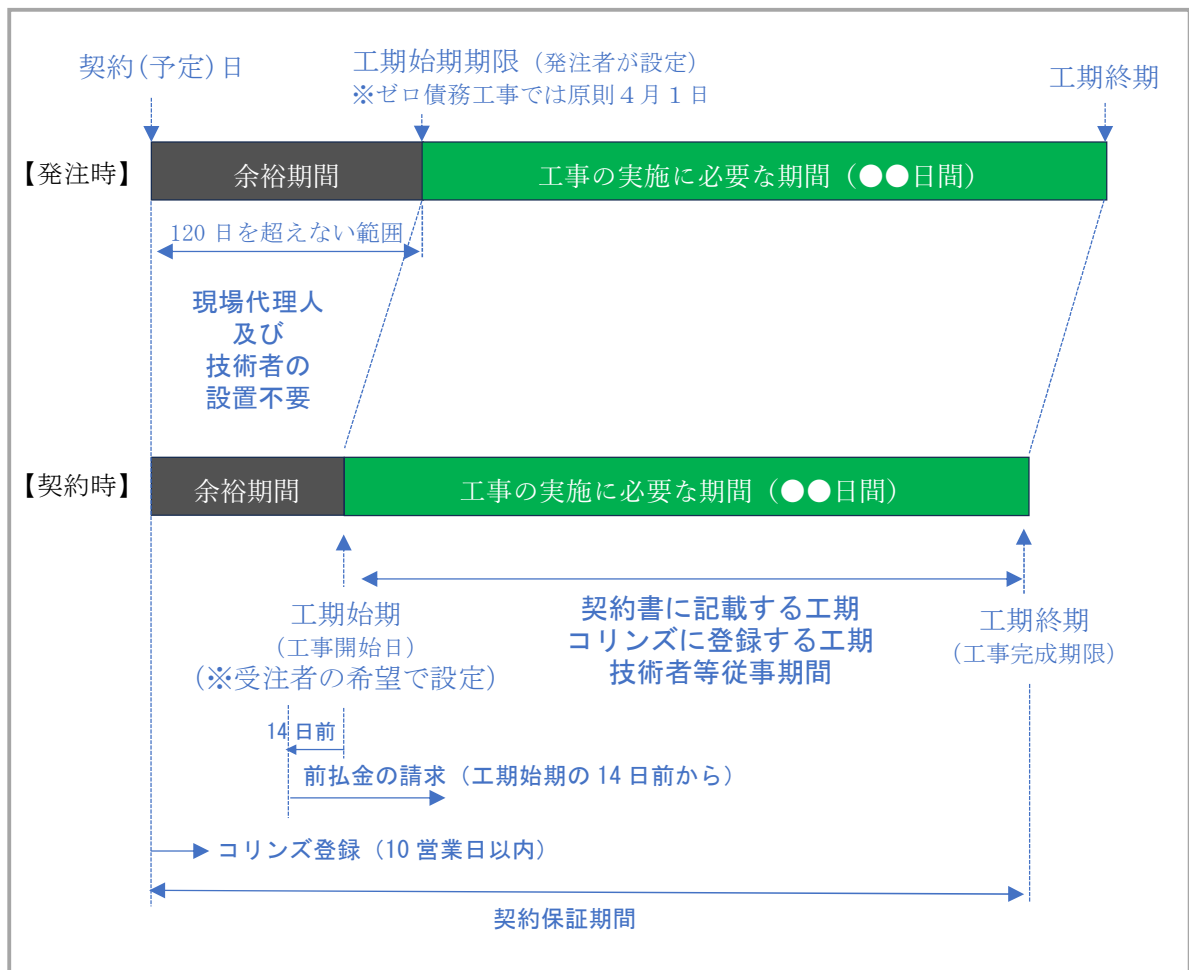
～Q & A～

1. 余裕期間全般について

Q1-1. 余裕期間とは、どのような期間ですか。

A1-1. 余裕期間とは、契約締結日から工期始期の前日（契約締結前においては、契約締結予定日から工期始期の期限日）までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に現場に搬入しない資材等の準備や労働者の確保などを行うことができる期間です。

【参考】余裕期間設定工事のイメージ



Q1-2. どのような工事が余裕期間設定の対象になりますか。

A1-2. 埼玉県県土整備部が発注する工事のうち、次の各号に該当するものを対象とすることができることとしています。余裕期間設定の有無については、公告文や特記仕様書を確認してください。

- (1) 12月補正予算（ゼロ債務負担行為等）を活用した工事
- (2) 施工時期が限定される工事（出水期に施工できない河川工事等）
- (3) 熱中症リスクがある期間を余裕期間として設定することが可能な工事
- (4) その他、発注者が余裕期間の設定を必要と判断する工事

Q1-3. 余裕期間設定工事で、受注者の都合により余裕期間をとらないこと（契約締結日を工期始期とすること）はできますか。

A1-3. 発注者が示した工期始期の期限日（原則、翌年度の4月1日（4月1日が休日の場合は、直後の開庁日））までの間で、受注者（落札者）が任意に工期始期を設定できるため、余裕期間をとらないことも可能です。

なお、この場合は、契約書上の工期始期と契約締結日は同日となります。

Q1-4. 契約締結後に工期始期を変更することは可能ですか。

A1-4. 契約締結後において、受注者の都合による工期始期の変更は原則認められません。

Q1-5. 余裕期間設定工事であっても、工期始期後に工期終期（工事完成期限）を変更することは可能ですか。

A1-5. 一般的な工事と同様、受発注者が協議の上、変更は可能です。

Q1-6. 余裕期間内にできること、できないことは何ですか。

A1-6. 余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備は行うことができますが、監理技術者等の設置が必要な作業はできません。また、工事着手にあたる作業や工事着手後に行う作業はできません。具体的には、以下の例をご参照ください。なお、余裕期間内に行う準備は原則として受注者の責により行うこととします。

【余裕期間内にできる作業の例】

- ・労働者の確保
- ・現場に搬入しない資材の準備
- ・工事看板等の作成
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

【余裕期間内にできない作業の例】

- ・ 現場事務所の設置
- ・ 工事看板等の設置
- ・ 現地測量
- ・ 現場での埋設物調査、試掘
- ・ 支障物件の撤去
- ・ 樹木伐採、除草
- ・ 工場製作工
- ・ 現場への資機材の搬入
- ・ 発注者（監督員を含む）との協議
- ・ 交通管理者との協議
- ・ 埋設企業者との協議
- ・ 近隣住民（自治会等を含む）等との調整
- ・ 工事のお知らせの配布
- ・ 工事写真の撮影
- ・ 施工計画書の作成
- ・ 仮設工事
- ・ 上記の作業に係る、関係者との調整

Q1-7. 余裕期間内に労働者の確保ができるとありますが、下請契約はできますか。

A1-7. 施工体制確保のために、余裕期間内に下請け契約を締結することは可能です。

Q1-8. 余裕期間中の現場の管理は、誰が行いますか。

A1-8. 余裕期間中の現場の管理は発注者が行います。受注者の現場管理は、工期始期から発生します。

2. 監理技術者等や現場代理人の取り扱いについて

Q2-1. 監理技術者等と現場代理人は、いつ設置しなければいけませんか。

A2-1. 余裕期間内は、工事開始（工期始期）前であるため、監理技術者等の設置を要しません。また、現場代理人においても同様の考え方で設置しないこととします。工事請負契約約款第 10 条に定める監理技術者等及び現場代理人の氏名等の必要な事項は工期始期以降に速やかに提出してください。

Q2-2. 監理技術者等の専任を要する工事であっても、余裕期間中は他の工事に従事できますか。また、現場代理人の常駐を要する工事であっても、余裕期間中は他の工事に従事することができますか。

A2-2. 監理技術者等については、両工事ともに専任を要する場合であっても、余裕期間中は監理技術者等の設置を要しませんので、契約中の他の工事に従事することができます。

また、現場代理人については、両工事とも常駐を要する場合であっても、余裕期間中は現場代理人の設置を要しませんので、契約中の他の工事に常駐することができます。

Q2-3. 受注している工事の完成を見込んで、余裕期間設定工事を契約した場合、万が一、前の工事が予定どおり完成せず、配置予定技術者を工期始期から設置することができなくなった場合は、どうなりますか。

A2-3. 余裕期間設定工事では、契約締結日から工期始期前であれば、監理技術者等の設置は不要ですが、工期始期以降は監理技術者等の配置が必要です。

そのため、交代も含めて、工期始期に監理技術者等を設置できない場合は、契約解除となります。

なお、病気や休業など、真にやむを得ない場合であって、発注者が承認した場合はこの限りではありません。

Q2-4. 余裕期間中に監理技術者等を設置してはいけませんか。

A2-4. 余裕期間中は、監理技術者等を設置した上での準備等を行わないこととします。監理技術者等が設置できる体制が整う時点を工期始期とし、準備等を進めてください。

Q2-5. 入札時において、配置予定技術者を複数名分提出することはできますか。

A2-5. 可能です。工期始期から設置する可能性がある監理技術者等が複数名いる場合等は、予め複数名分を提出してください。

Q2-6. 既発注工事の監理技術者等の専任期間の終了は、①工事完成届提出日、②工事完成検査日、③完成検査結果通知日のどれになりますか。

A2-6. 監理技術者制度運用マニュアルによれば、「元請が監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本」とされていますので、専任期間の終了は契約工期となります。

なお、工期内に検査が実施された場合は完成検査の合格日が専任期間の終了日となりますが、合格通知書の書面により、それを明確にする必要があります。

Q2-7. 余裕期間設定工事であっても、監理技術者等及び現場代理人の兼務は可能でしょうか。

A2-7. 余裕期間設定工事であっても、兼務要件を満たせば、監理技術者等及び現場代理人ともに兼務は可能です。

Q2-8. コリンズはいつまでに登録すれば良いですか。また、登録する工期や技術者情報の従事期間は、どの期間で登録すればよいですか。

A2-8. コリンズの登録は、土木工事共通仕様書に基づき、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に登録してください。

登録する工期及び技術者情報の従事期間については、契約書に記載する工期（工期始期から工期終期まで）を登録することとし、余裕期間は含まないことに注意してください。

Q2-9. コリンズ登録時に現場代理人が決定していない場合はどのようにすればよいですか。

A2-9. コリンズの受注時登録において、現場代理人を含む技術者登録は必須項目になるため、配置予定の現場代理人で受注登録を行い、決定してから変更登録を行ってください。

Q2-10. 平成 29 年 12 月 22 日付建管第 800-1 号「工事の開始及び技術者の専任の確認等に係る運用について（通知）」との違いは何ですか。また、余裕期間適用工事に併せて適用できますか。

A2-10 工期始期（工事開始日）まで監理技術者等の設置を不要とする運用については、上記通知においても同様です。

しかしながら、余裕期間制度においては、現場代理人も余裕期間中は設置不要とすること、及び、契約書上の工期始期が契約締結日ではなく工事開始日となる点で取扱いが異なります。

なお、余裕期間設定工事に、平成 29 年 12 月 22 日付建管第 800-1 号「工事の開始及び技術者の専任の確認等に係る運用について(通知)」を適用することはできないものとしてします。

3. その他

Q3-1. 「工事始期通知書」はどの時点で提出する必要がありますか。

A3-1. 落札候補者となった後、入札参加資格審査書類と一緒に発注者に提出してください。(指名競争入札の場合には、落札者となった時点で、速やかに発注者に提出してください。)

Q3-2. 「工事始期通知書」に記載する契約工期の終期は、どのように決定すればよいですか。

A3-2. 受注者が選択した工期始期を起算日として、公告文等に示す工事期間(日数)を加えた期日を終期(工事完成期限)としてください。
なお、終期が官公庁の休日となる場合には、翌開庁日としてください。

Q3-3. 契約保証の期間はどのように記載すればよいでしょうか。

A3-3. 一般工事と同様に、余裕期間設定工事においても、契約締結日から工期終期(工事完成期限)までを保証期間としてください。

Q3-4. 前払金はいつから請求できますか

A3-4. 工期始期(工事開始日)の14日前から請求できます。ただし、ゼロ債務負担行為を活用する工事に係る前払金は、契約翌年度に請求できます。

Q3-5. 前払金保証証書の工期について、どのように記載すればよいでしょうか。

A3-5. 前払金保証証書に記載する工期については、契約書に記載する工期(工期始期から工期終期まで)としてください。

Q3-6. 余裕期間中の受注者の連絡先はどのようになりますか。

A3-6. 代表連絡先又は工事内容が分かる部署を受注者の連絡窓口とし、工期始期通知書に記載の上、発注者に提出してください。

Q3-7. 契約書に記載する工期はどの期間になりますか。

A3-7. 「工期始期(工事開始日)から工期終期(工事完成期限)まで」の期間となります。余裕期間は含まれません。

Q3-8. 工事の工程表に余裕期間を記載する必要はありますか。

A3-8. 工事工程表や施工計画書等における工程表は工期始期以降の期間で作成してください。